

# 山梨県公報

第三百二十五号

令和四年

十月二十日

木曜日

## 目次

○鳥獣保護区の存続期間の更新	五五七
○鳥獣保護区の指定の解除	五五八
○特定猟具使用禁止区域の指定	五五九
○特定猟具使用禁止区域の指定の一部を改正する告示	五六〇
○道路の区域変更(二件)	五六一
○道路の供用開始	五六一
○随意契約の相手方の決定について(六件)	五六二
○山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧	五六四
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	五六四
○職業訓練指導員試験の実施	五六五
○一般競争入札について(四件)	五六七
○公共測量の実施	五七三

## 告示

### 山梨県告示第二百三十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 一 上萩原鳥獣保護区

- 鳥獣保護区の名称 上萩原鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域 甲州市(次の図に示す部分に限る。)  
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 鳥獣保護区の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 鳥獣保護区の面積 一・六ヘクタール
- 鳥獣保護区の保護に関する指針

- 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(一) 鳥獣保護区の指定目的  
当該地域は、甲州市立神金小学校林の一部を平成四年度から鳥獣保護区として維持し、及び管理してきた。

植生は、ヒノキ、マツ、スギ等の針葉樹のほか、イチイ及びナラの大樹も周辺に確認することができる。

また、東側には高芝沢があり、比較的市街地に近く鳥獣の生息に適した地域である。

周辺には自然観察路を設けたり、神金小学校の生徒による自然学習のためのフィールドとして利用されたりしており、今後も利用が見込まれる。

このように、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため保護していく必要がある。

#### (三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

#### 二 黒岳鳥獣保護区

- 鳥獣保護区の名称 黒岳鳥獣保護区

- 鳥獣保護区の区域 笛吹市(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥獣保護区の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

鳥獣保護区の面積 十一・七ヘクタール

鳥獣保護区の保護に関する指針

- 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

- 鳥獣保護区の指定目的

(一) 鳥獣保護区の指定目的  
黒岳(標高千七百九十三メートル)は、御坂山塊の主峰で、山体は新第三紀中新世の御坂層群の石英安山岩及び凝灰岩からなっており、北東斜面には樹齢百五

十年にも及ぶブナの純林が広がっている。

区域は、温帯林での極相であるブナ林で、林床にはブナ林特有のササを欠き、植生豊富である。

当該地域は、山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に規定する黒岳自然保全地区に指定されており、比較的市街地に近く、カモシカ、ツキノワグマなどの大型ほ乳類も生息しており、渡り鳥、昆虫類も豊富で自然状態が良好に保存されている。

このように、鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため保護していく必要がある。

三 旭日丘鳥獣保護区

- (一) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 黒岳周辺の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

三 旭日丘鳥獣保護区

- 1 鳥獣保護区の名称 旭日丘鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域 山中湖村（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 鳥獣保護区の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 4 鳥獣保護区の面積 千六百七十五ヘクタール
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、山中湖の南岸に位置し、県境を挟んで静岡県と隣接している。観光地であるため、一般民家に加え、別荘、観光施設等が多く見られるが、自然林が多いため野鳥の多さでは、県下でも有数の地域である。

当該地域は富士箱根伊豆国立公園の特別地域（一部普通地域）であり、植生は、針葉樹から広葉樹まで変化に富み、植生の種類が多く野生鳥獣の生息に適した地域である。

このように、当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

三 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 旭日丘一帯の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

四 御正体山鳥獣保護区

- 1 鳥獣保護区の名称 御正体山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域 都留市及び南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 鳥獣保護区の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 4 鳥獣保護区の面積 九十六・七ヘクタール
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

御正体山（標高千六百八十二メートル）は、鹿留川の源流に位置し、樹齢五十年から二百年生のツガ、モミ、ハリモミ等の針葉樹林と広葉樹林の混合林の代表的な地域である。

林内には、貴重なブナの老齢木が存在し、稜線沿いにはレンゲツツジが咲き、自然状態が良好に保たれており、鳥獣の生息に適した環境である。

また、当該地域は自然環境保全条例による自然保存地区に指定されている。このように、当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

- (三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 御正体山一帯の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

山梨県告示第二百三十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の指定を解除する。

令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 解除に係る鳥獣保護区の名称 大和鳥獣保護区
- 二 解除に係る鳥獣保護区の区域 平成三十年山梨県告示第二百八十五号で告示した区域
- 三 指定を解除する日 令和四年十一月一日

### 山梨県告示第二百三十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 黒平特定猟具使用禁止区域
  - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 黒平特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具使用を禁止する区域 甲府市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 六十三ヘクタール
- 二 長坂小泉特定猟具使用禁止区域
  - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 長坂小泉特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 八十八ヘクタール
- 三 笛吹川日下部特定猟具使用禁止区域
  - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 笛吹川日下部特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 山梨市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 七ヘクタール

### 四 中萩原特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 中萩原特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 甲州市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 七十九ヘクタール

### 五 梅沢特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 梅沢特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百十八ヘクタール

### 六 平塩特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 平塩特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 西八代郡市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

七 白鳥山特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 白鳥山特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具を使用する禁止区域 南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百十二ヘクタール

八 富浜特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 富浜特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 大月市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百九十七ヘクタール

九 戸沢特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 戸沢特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 都留市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百六十六ヘクタール

十 十日市場特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 十日市場特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 都留市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十

一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百九十八ヘクタール

十一 鶴島特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 鶴島特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 都留市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 六百七十四ヘクタール

十二 富士ヶ嶺特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 富士ヶ嶺特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 南都留郡富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百二十七ヘクタール

十三 西桂特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 西桂特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 南都留郡西桂町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百八十九ヘクタール

山梨県告示第二百四十号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成二十九年山梨県告示第三百十二号）の一部を次の



ように改正し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

四2を次のように改める。

2 特定猟具使用を禁止する区域 県道十二号（斐崎南アルプス中央線）と国道二十号との接点を起点とし、同所から同国道を東及び南東に順次進み、斐崎市・甲斐市境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西及び南東に順次進み、斐崎市・甲斐市・南アルプス市境界線の交点に至り、同所から斐崎市・南アルプス市境界線を南西に進み、斐崎市道（龍岡）十八号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、県道四十二号（斐崎南アルプス富士川線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み、県道六百十三号（甘利山公園線）との接点に至り、同所から同県道を西に進み、市道（大草）一号との接点に至り、同所から同市道を北及び北西に順次進み、県道六百二号（武田八幡神社線）との接点に至り、同所から同県道を北西及び西に順次進み、市道（神山）二号との接点に至り、同所から同市道を北西に進み、県道十二号（斐崎南アルプス中央線）との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る一団地  
四5中「二百六十九・一ヘクタール」を「六百三十五・九ヘクタール」に改める。

山梨県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和四年十一月十日まで一般の縦覧に供する。  
令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南巨摩郡南部町井出字根岸七七〇番一地从先から	旧	九・一	二〇・七
南巨摩郡南部町井出字岡田谷戸一二九七番から	新	二〇・七	四八一・五

一 地先まで

新	旧
一四・四 四五・〇	一四・四 三七・七
五〇六・七	五〇七・二

山梨県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和四年十一月十日まで一般の縦覧に供する。  
令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
上野原市新田字杉島八四八番二三地先から	旧	一六・五	二四・三
上野原市新田字川井田七九五番六地先まで	新	一七・七	二四・三
	新	一六・七 二五・三	二四・三

山梨県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和四年十一月十日まで一般の縦覧に供する。  
令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士川身延線	南巨摩郡南部町井出字岡田谷戸 一三二五番三地从先から 南巨摩郡南部町井出字岡田谷戸 一二九七番一地从先まで	一二四・一	令和四年十月二十日

## 公 告

### ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月二十日

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千個	一万五千三百十一円（一個当たり）
配送用倉庫		四万九千五百九十八円

### 二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月十七日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社クスリのサンロード
  - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地

- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかつたため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に該当）。

### ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月二十日

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千個	一万五千三百十一円（一個当たり）
配送用倉庫		四万九千五百九十八円

### 二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月十八日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社クスリのサンロード
  - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかつたため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に該当）。

### ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千個	一万五千三百一十円（一個当たり）
配送用倉庫		四万九千五百九十八円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
  - (二) 所在地 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月十九日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社クスリのサンロード
  - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかつたため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当）。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月二十日

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百一十円（一個当たり）
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
  - (二) 所在地 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月二十三日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社クスリのサンロード
  - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかつたため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当）。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月二十日

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百一十円（一個当たり）

配送用倉庫	七万四千三百九十七円
-------	------------

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月二十六日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社クサリのサンロード
- (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地

五 契約の相手方を決定した手続 随意契約  
 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当）。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月二十日

- 一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額 山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百一十一円（一個当たり）
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月二十九日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社クサリのサンロード
- (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地

五 契約の相手方を決定した手続 随意契約  
 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当）。

● 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により山梨東部地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県富士・東部林務環境事務所において、令和四年十月二十一日から同年十一月十四日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社大月木材センター 代表取締役 滝川英治 山梨県都留市田野倉三百八番地
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オオツルショッピングモール 山梨県都留市田野倉字神出三百八番外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----



株式会社オギノ  
 代表取締役 荻野寛二  
 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号  
 外未定

株式会社オギノ  
 代表取締役 荻野寛二  
 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号  
 三者

- 3 変更の年月日 令和四年七月二十三日
- 三 届出年月日 令和四年十月四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和五年二月二十日まで

● 職業訓練指導員試験の実施  
 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
 令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
- 1 次の職種について、学科試験を行う。 機械科
- 2 学科試験の科目は、次のとおりとする。

免許職種	学科試験の科目	
	関連学科	指導方法
機械科	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 系基礎学科</li> <li>1 機械工学（機械要素及び機構と運動）</li> <li>2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤）</li> <li>3 工作法（NC加工法、機械工作法、治具及び工具）</li> <li>4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験）</li> <li>5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 職業訓練原理</li> <li>二 教科指導法</li> <li>三 訓練生の心理</li> <li>四 生活指導</li> <li>五 職業訓練関係法規</li> </ul>

二 専攻学科

- 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法及び精密加工法）
- 2 機械製図（機械製図法、機械設計法及びテクニカルイラストレーション）

- 3 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。
- 二 受験資格
- 1 次のいずれかに該当する者であつて、職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるもの（機械科以外の職種にあつては、同項の規定により学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものに限る。）
  - (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
  - (二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
  - (一) 禁錮以上の刑に処せられた者
  - (二) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 三 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
		免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。） 免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者 職業訓練指導員免許を受けた者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 実技試験の全部 学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種）

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験）にあつては、学科試験のうち関連学科に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において
に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	実技試験の全部	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち関連学科

学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第一百五一条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	省令第四十五条の二第三項第四号に規定する者	省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の試験
実技試験の全部	実技試験の全部	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科	実技試験の全部	省令別表第十一の三の試験	省令別表第十一の三の試験

四 試験の日時及び場所

1 日時 令和五年一月十九日（木）午前十一時から

2 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県生涯学習推進センター（山梨県防災新館一階）

五 受験手続

1 受験申請書類 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、写真二枚（申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートルかつ横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類

2 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

3 申請書類の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材育成課（郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。）

4 申請書類の受付期間 令和四年十一月一日（火）から同月十八日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月十八日（金）までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料 三千百円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。）

6 受験票の交付 受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合否判定の基準

1 学科試験の指導方法、基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表 令和五年二月九日（木）午前十時に山梨県庁東側掲示板（防災新館東交差点脇）及び山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に合否を書面で通知する。

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材育成課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に関する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知す

る。

3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二二二―一五六六）に問い合わせること。

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月二十日  
山梨県産業技術センター  
所長 内藤 裕利

一 一般競争入札に付する事項  
1 調達をする物品等の名称及び数量  
(一) 名称 レーザーアブレーションICP質量分析装置（微量元素分析装置）  
(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和五年三月十日

4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。  
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第

三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）に係る登録を受けている者であること。

4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査  
1 申請の時期 この公告の日から令和四年十月二十八日（金）まで（山梨県の休日）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで  
3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

#### 五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和四年十月三十一日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇一〇〇五五山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一―一）

#### 2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和四年十月三十一日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五・一に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和四年十月二十七日（木）午後五時までに五・一に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入

札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年十一月三十日（水）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター  
郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五・一に掲げる場所へ令和四年十一月二十九日（火）午後五時までに到着するように提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを



負わないものとする。

- (一) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一―一）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Laser Ablation Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometer (Trace elemental analysis instrument) 1 set
- 2 Date and time for tender: 1:30PM November 30, 2022
- 3 Bureau in charge: Yamamashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu Yamamashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月二十日

山梨県産業技術センター

所 長 内 藤 裕 利

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 顕微ラマン分光装置 (内包物分析装置)

(二) 数量 一式

- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

- 3 納入期限 令和五年三月十日

- 4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号

のいずれかに該当する者

- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

- 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）に係る登録を受けている者であること。

- 4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から令和四年十月二十八日（金）まで（山梨県の休日

を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇―八五〇―一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三三―一三九五）

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和四年十月三十一日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇―〇〇―〇五五山梨県甲府市大津町二十九十四山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一―一）

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和四年十月三十一日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五1に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和四年十月二十七日(木)午後五時までに五1に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年十一月三十日(水)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター

5 郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五1に掲げる場所へ令和四年十一月二十九日(火)午後五時までに到着するように提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

5 前払金の有無 無

6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県産業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Microscopic Raman Spectrometer (Inclusion Analysis Instrument) 1 set

2 Date and time for tender: 2:00PM November 30, 2022

3 Bureau in charge: Yamanashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu Yamanashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
令和四年十月二十日  
山梨県産業技術センター  
所長 内藤裕利

除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県産業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Microscopic Raman Spectrometer (Inclusion Analysis Instrument) 1 set

2 Date and time for tender: 2:00PM November 30, 2022

3 Bureau in charge: Yamanashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu Yamanashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月二十日

山梨県産業技術センター

所長 内藤裕利

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 3Dプリンター(インクジェット式マルチマテリアル樹脂3Dプリンター)

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和五年三月十日

4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター  
三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)に係る登録を受けている者であること。

4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査  
1 申請の時期 この公告の日から令和四年十月二十八日(金)まで(山梨県の休日)を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理

課(電話〇五五―二二三―一三九五)  
五 入札手続等

1 契約条件を示す場所等 この公告の日から令和四年十月三十一日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。  
郵便番号四〇〇一〇〇五五山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和四年十月三十一日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和四年十月二十七日(木)午後五時までに五に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年十二月一日(木) 午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター  
郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五に掲げる場所へ令和四年十一月二十九日(火) 午後五時までに到着するよう提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。  
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。  
(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八條の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨



- (一) 言語 日本語
  - (二) 通貨 日本国通貨
  - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 契約締結日 入札の日から七日以内
  - 5 違約金の有無 有
  - 6 前払金の有無 無
  - 7 その他
    - (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
    - (二) 詳細は、入札説明書による。
    - (三) 問合せ先 山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一―一）
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured: 3D Printer (Inkjet type Multi-material resin 3D printer) 1 set
  - 2 Date and time for tender: 1:30PM December 1, 2022
  - 3 Bureau in charge: Yamanashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu Yamanashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111
- 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
- 令和四年十月二十日
- 山梨県産業技術センター  
所 長 内 藤 裕 利
- 一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
    - (一) 名称 3Dスキャナー（非接触光学カメラ式パターン投影型3Dスキャナー）
    - (二) 数量 一式
  - 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
  - 3 納入期限 令和五年三月十日
  - 4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
    - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
    - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
    - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）
    - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
    - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
  - 2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）に係る登録を受けている者であること。
  - 4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 1 申請の時期 この公告の日から令和四年十月二十八日（金）まで（山梨県の休日



を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

#### 五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和四年十月三十一日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇一〇〇五五山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一一）

#### 2 入札説明書の交付方法

- (一) この公告の日から令和四年十月三十一日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五―1に掲げる場所において直接交付する。

- (二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和四年十月二十七日（木）午後五時までに五―1に掲げる場所に電話連絡すること。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和四年十二月一日（木）午後二時

#### (二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター

- 5 郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五―1に掲げる場所へ令和四年十一月二十九日（火）午後五時までに到着するように提出すること。

#### 6 入札の有効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

- (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

- 7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語

- (二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 契約締結日 入札の日から七日以内

- 5 違約金の有無 有

- 6 前払金の有無 無

#### 7 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (二) 詳細は、入札説明書による。

- (三) 問合せ先 山梨県産業技術センター（電話〇五五―二四三―六一一）

#### ※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: 3D Scanner (Non-contact optical camera type pattern projection 3D scanner) 1 set

- 2 Date and time for tender: 2:00PM December 1, 2022

- 3 Bureau in charge: Yamanashi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu Yamanashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

#### ● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 中央市布施及び白井阿原の一部
- 三 測量の期間 令和四年十一月一日から令和五年二月二十八日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番